

第一章 はじめに（基本事項）

1 嬉野市新型インフルエンザ等対策行動計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

このような、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症（以下、「新型インフルエンザ等」という。定義については第一章第 4 項参照。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が制定、施行され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化が図られたところである。

嬉野市新型インフルエンザ等対策行動計画は、特措法第 8 条の規定に基づき、嬉野市における新型インフルエンザ等対策についての基本方針および発生段階ごとの対策を定めたものである。

2 取組の経緯

（1）国の取組

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年（2005 年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行ってきた。

平成 21 年（2009 年）4 月に、インフルエンザ（H1N1）2009（当時の呼称は新型インフルエンザ（A/H1N1））がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、病原性が季節性並みであったこのインフルエンザ（H1N1）2009 においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られた。

この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年（2012 年）4 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を制定するとともに、特措法第 6 条の規定

第一章 はじめに（基本事項）

に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

（２） 県取組

佐賀県（以下、「県」という。）においては、国と時を同じくして平成 17 年（2005 年）12 月に「佐賀県新型インフルエンザ対応行動計画」（以下、「旧県行動計画」という。）を作成し、その後も法改正等を踏まえ、順次、時機に応じた取組を行った。

平成 21 年（2009 年）4 月に、インフルエンザ（H1N1）2009 が発生し、県では、その病原性が季節性インフルエンザと同程度であったため、別途対応指針を作成することにより旧県行動計画を弾力的に運用し、平成 23 年（2011 年）10 月に、インフルエンザ（H1N1）2009 対応の検証結果を踏まえ、病原性・感染性の程度により、対策を柔軟に切り替えることができるよう旧県行動計画を改訂（第 4 版）した。

その後、特措法、政府行動計画の内容を踏まえて、特措法第 7 条第 1 項にいう都道府県行動計画として内容を見直し、平成 26 年（2014 年）1 月に、新たに「佐賀県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を作成した。

（３） 嬉野市の取組

嬉野市（以下、「市」という。）においては、県が作成した旧県行動計画を踏まえ、平成 21 年（2009 年）4 月に「嬉野市新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、この計画に基づき、予防に重点を置いた市民への普及啓発、防護服等の整備及び訓練の実施等を行った。

平成 21 年（2009 年）4 月のインフルエンザ（H1N1）2009 発生時には、「嬉野市新型インフルエンザ対策に係る対応計画」に従い、市民等への対応を実施し、その後も新型インフルエンザの発生に備えてきた。

平成 25 年（2013 年）3 月には、特措法に基づき、嬉野市新型インフルエンザ等対策本部条例を定めた。

3 行動計画の位置付け

本行動計画は、特措法第 8 条の規定に基づき、市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づくものである。

4 対象とする疾患

本行動計画の対象である新型インフルエンザ等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

5 計画の変更

本行動計画は、今後、政府行動計画及び県行動計画が変更された場合、新たな知見が出た場合、その他諸情勢に変化が生じた場合などには、適宜変更を行う。